

# 山村における焼畑の衰退と林野利用の変化

— 兵庫県養父郡大屋町を例として —

赤石直美

## I. はじめに

- (1) 研究目的
- (2) 研究方法と研究対象地域

## II. 大屋町における焼畑耕作

## III. 明治中期～昭和初期にかけての加保集落における林野利用

- (1) 焼畑の分布とその変化
- (2) 棚田における水田稲作の展開
- (3) 放牧による林野利用

## IV. 加保集落における耕地所有形態の特性

- (1) 田畑所有の状況
- (2) 焼畑所有者の特性
- (3) 明治中期から地目変更までの焼畑所有者の変遷

## V. おわりに

## I. はじめに

### (1) 研究目的

焼畑は1955(昭和30)年代初め頃まで、日本の山間地域でみられた土地利用である。その特性については、地理学をはじめ各分野で詳細な検討が加えられてきた<sup>1)</sup>。例えば、輪作形態や栽培作物にみる耕作技術、林野の所有形態と焼畑との関係といった社会的側面、戦後の高度成長や商品作物栽培の導入などの経済的側面と焼畑衰退との関係性などが明らかにされた。なかでも佐々木は、日本全域で焼畑の分布を検討し、経営方法の特性などか

らその類型化を試みた<sup>2)</sup>。その後、焼畑は高度経済成長にともない消滅したものの、歴史学の分野から生じた水田稲作史観に対する一連の議論のなかで、畑作文化の特徴として注目された<sup>3)</sup>。

これらの先行研究をふまえた溝口は、焼畑経営方法の詳細な検討を行なうだけでなく、焼畑農耕民の生活の実像を捉える段階にあると述べた<sup>4)</sup>。それは、焼畑・稲作といった枠にとらわれず、農家の生活の実態を検討しようとするものである。具体的には、まず農民の生活基盤となる土地所有構造を明らかにし、そして焼畑と農業以外の生業との関連性のなかで焼畑村落の全体像を捉え直すことがあげられる<sup>5)</sup>。したがって、村落の土地所有階層と焼畑耕作との関係を明らかにすることが、焼畑研究における一つの課題といえる。

これまで、焼畑村落における土地所有階層と焼畑との関係では、焼畑＝隷属小作人が生活を維持するための農業とされてきた<sup>6)</sup>。所有耕地面積の広狭が焼畑の展開に影響したと考えられてきたのである。これに対して、溝口は甲州早川流域の焼畑村落を例に、上層・下層を問わず全村民が焼畑にかかわり、むしろ上層農民こそが積極的に焼畑を行なったと指摘した<sup>7)</sup>。さらに、このような焼畑の展開と土地所有問題に関する具体的な実証研究が乏しいと述べた<sup>8)</sup>。

近代以降を対象とした研究においても、焼

キーワード：焼畑，棚田，放牧，土地所有形態

畑経営と林野所有との関係は着目されてきたが、村落の土地所有構造との関係を詳細に扱ったものは多くはない。焼畑村落の展開過程の全体像を時系列的に検証するためには、近代以降における経緯についても注目する必要がある。溝口は近世における断片的な焼畑所有と村落の土地所有状況を比較したが、ある程度資料が整備されている近代以降を対象とすることで、焼畑所有者の変遷過程を捉えられるであろう。

以上より、本稿は明治期以降から昭和初期における焼畑の展開過程ならびに所有者の変遷を焼畑一筆毎に明らかにし、焼畑と村落の土地所有形態との関係を検討することを目的とする。

## (2) 研究方法と研究対象地域

本稿では焼畑による土地利用を復原するにあたり、旧地籍図・土地台帳を利用した。これらの資料を利用することで、一筆毎の土地利用やその所有者を知ることが可能であり、土地の所有関係とその変化を追うことができる<sup>9)</sup>。一方、民俗学では、緻密な聞き書きを通して焼畑の経営方法が記述されてきた。例えば、野本寛一の成果は、史資料や記録に残らない焼畑の耕作技術や、それにまつわる儀礼を浮き彫りにしてきた<sup>10)</sup>。文書資料と聞き書き調査を併用することは、焼畑の具体的な面積変化に、口承されてきた農耕上の技術を踏まえた焼畑復原を行なうことができる。

そこで本稿は、このような両者の手法を活かすことが可能である明治中期から、焼畑衰退期である昭和30年前後までをとりあげた。

ところで、既存の研究では飛騨・四国・九州山地といった焼畑の活発な地域の事例が蓄積され、中国山地や近畿地方の北部を対象としたものは決して多いとはいえない<sup>11)</sup>。しかし、日本の焼畑分布を都道府県ごとに検討した佐々木は、特に焼畑が盛んに行なわれていた地域のなかに、兵庫県美方郡・城崎郡・

養父郡、鳥取県八頭郡、島根県鹿足郡などの中国山地北東部・西部をあげている<sup>12)</sup>。当地域の特性は、焼畑面積率は低いものの、焼畑農家率が高いことである<sup>13)</sup>。これは、焼畑とそれを取りまく他の様々な生業とが複合的に営まれてきた地域であったためと推察される。なかでも、兵庫県養父郡関宮町では「キリュウ産業」と焼畑との関係性が指摘されている<sup>14)</sup>。よって、焼畑以外の多様な生業と焼畑との関係に言及するためにも、当地域の焼畑に注目したい。

そのなかで兵庫県養父郡大屋町は、先述した関宮町の南に位置し、焼畑をはじめ放牧や養蚕など様々な生業が営まれていた地域である<sup>15)</sup>。また、大屋町では明治期に作成された「字限図」が保存され、その「字限図」に「焼畑」の地目が記されていた<sup>16)</sup>。これらは焼畑の復原を行なううえで貴重な資料である。そして、大屋町では、後述するように焼畑経験者からその実態を聞き取ることが可能であり、資料と口述の両面から焼畑を捉えられる。そこで本稿は、兵庫県養父郡大屋町を取り上げ焼畑の復原を試みた。

## II. 大屋町における焼畑耕作

兵庫県養父郡大屋町は、1955（昭和30）年に口大屋、大屋、西谷と南谷の各村が合併して成立した。まず1950（昭和25）年における旧村別にみた大屋町の経営耕地面積と、その内訳をみていきたい（図1）。口大屋村、大屋村、西谷村では、田の割合が50%を超えていた。それに対し、焼畑面積の割合はどの村も低く、最も高い値を示した西谷村でも6%であった。また、どの村も桑畑の割合が高く、養蚕が盛んに行なわれていたことが確認できた<sup>17)</sup>。このように、1950（昭和25）年の時点で、焼畑はまさに消滅寸前の状況であった。ところが、残存面積は少ないとはいえ、当町の22集落中、アンケート調査や聞き取り調査から14の集落において、焼畑が行な

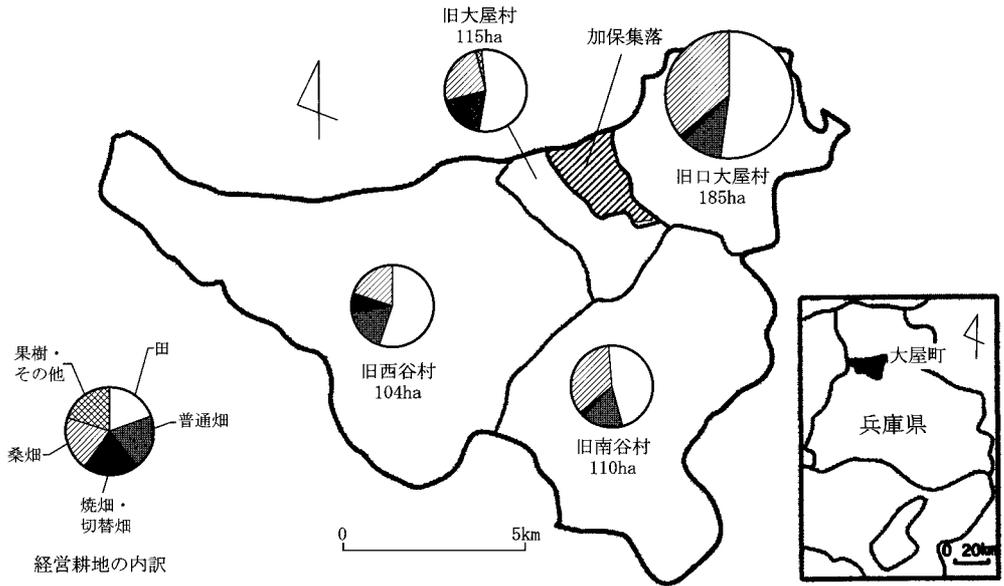


図1 1950（昭和25）年の大屋町における経営耕地面積とその内訳  
 （1950年「世界農林業センサス 昭和25年 兵庫県統計書」より作成）

表1 大屋町における焼畑経営方法

項目	内容
目的	耕地の拡大，食料の増産
焼畑の対象となった林野	主に集落の所有する共有林，地主所有の私有林，製炭用・材木用の森林伐採地，採草地の跡地，土壌の良い場所
伐採	火入れの半年～1年前に伐採
下拵えの時期	火を入れる1～2ヶ月前
火入れ	7月下旬（土用）～8月中旬（益）
栽培した作物	ダイコン，ハクサイ，ダイズ，アズキ，アワ，ノオラク，サツマイモ
耕作年数	2～3年
耕作放棄後	植林地

（聞き取り調査より作成）

われていたことが確認された<sup>18)</sup>。焼畑耕作を実際に行なった人々から，その実態を聞き取る機会が，今後ますます減少していくと推察される。それ故に，ここで当地域の焼畑の経営状況を示しておくことは，大きな意義が

あると考えられる。その聞き取り内容をもとにして，大屋町における焼畑経営方法の特性を示したのが表1である。

この地域の焼畑は，伐採後半年から1年を経過した製炭・材木用の森林伐採の跡地に拓かれた。したがって，焼畑のみで使用するために林野を拓くのではなく，製炭業・林業といった経済活動が目的として含まれていたのである。

耕作は4～5人，もしくは10～15人で行なわれた。火入れの1～2ヶ月前から下拵えが始められ，火入れの時期は7月下旬～8月であった。栽培された作物はダイコン，ハクサイ，アズキ，ダイズやアワなどであった。火入れの翌年に，栽培されている作物の間にスギやヒノキの苗が植えられた。造林が目的ではあったものの，作物を栽培しつつ苗木を育てることで雑草の成長を抑制し，草刈りの手間を省くことができた。また，共有林で焼畑を行なった場合は，植林地として村に返したという。

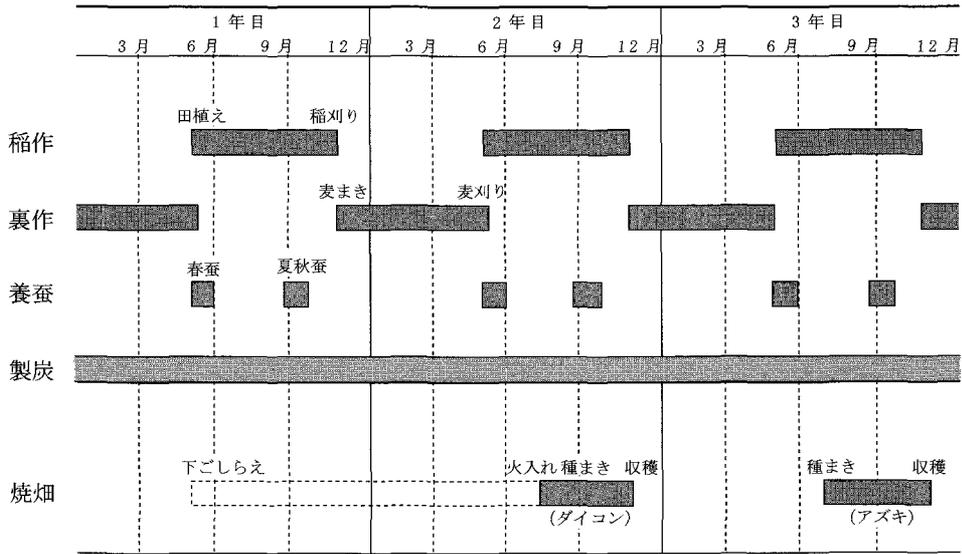


図2 1950（昭和25）年頃の大屋町における農業カレンダー  
（聞き取り調査より作成）

以上のような経営方法は、佐々木の分類によると「植林前作農業型」に相当する<sup>19)</sup>。これは、自給自足的ではなく植林という経済活動を前提としたものであった。

さらに、養蚕と焼畑を営む農家の年間労働サイクルをみると（図2）、5月頃の春の繭かきや田植えが終了した後、焼畑の火入れが行なわれていた。1年目の焼畑ではダイコンの種が蒔かれ、それが終わった後の8月は芝刈りや薪拾いの時期であった。9月頃になると秋の繭かき、続く稲刈りの後に焼畑で栽培したダイコンが収穫された。翌年、焼畑でアズキを栽培した場合も、稲作や養蚕の合間に焼畑が耕作された。

このように、1950（昭和25）年頃の当地域における焼畑は、稲作や養蚕の合間に植林と併用されて行なわれていた。すなわち当町では、水田稲作、養蚕業を中心としつつ、それを補う形で焼畑が営まれていた。

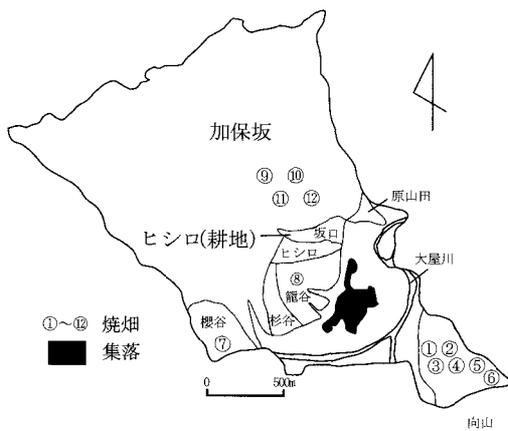
### Ⅲ. 明治中期～昭和初期にかけての加保集落における林野利用

#### (1) 焼畑の分布とその変化

大屋町のなかでも、土地台帳・字限図により焼畑の地目が確認された集落の例として、加保集落をとりあげる<sup>20)</sup>。

まず、「字限図」が作成された1897（明治30）年の加保集落における焼畑の分布から検討した<sup>21)</sup>。その結果、明治後期、加保集落には12筆の焼畑が分布し、それを図3に①～⑫の番号で示した。土地台帳上では、焼畑の総面積は約1町6反であった。平均面積は約7畝で、佐々木の示した四国や九州のような焼畑核心地域<sup>22)</sup>の平均面積約1反と比較すると、その規模は小さかった。また、1筆の面積は15歩～1町と格差がみられた。面積の広い焼畑は、集落の北側の山林に分布した⑫であった。⑫のほか小字加保坂には⑨～⑪の焼畑が分布し、総面積は約1町1反であった。一方、対岸の小字向山には①～⑥の6ヶ所に焼畑があり、その合計面積は約1反6畝であった。

次に焼畑地目の変更年度を参考に、焼畑の展開を検討したい。明治期に地目が変更された焼畑は、加保坂に分布していた⑨～⑫と向山の③～⑤であった。これらは1898（明治



焼畑番号	面積	地目変更年度	変更後の地目
①	2畝10歩	1959 (昭和34)	山林
②	2畝18歩	1959 (昭和34)	山林
③	1畝18歩	1898 (明治31)	畑
④	1畝28歩	1898 (明治31)	畑
⑤	1畝24歩	1898 (明治31)	畑
⑥	1畝24歩	1959 (昭和34)	山林
⑦	8畝27歩	1937 (昭和12)	山林
⑧	3反	1946 (昭和21)	山林
⑨	2畝4歩	1898 (明治31)	畑
⑩	15歩	1898 (明治31)	畑
⑪	8畝14歩	1898 (明治31)	畑
⑫	1町	1898 (明治31)	畑

図3 1897 (明治30) 年の加保集落における焼畑の展開

(土地台帳、「加保地字限図」より作成)

※ 焼畑番号は表4と対応

※ 番号の位置が、「字限図」を参考にした焼畑の位置。ただし、小字加保坂の焼畑は「字限図」の表記が実際と著しく異なるため4筆の焼畑が分布していたことのみを意味する。

※ 小字ヒシロは、山林と耕地の2ヵ所に存在した。

31) 年に畑となった。集落の北部に広がる山林に拓かれた焼畑から山林へと地目に変更された。続いて1937 (昭和12) 年に小字櫻谷の⑦の地目に変更された。この時、当集落における焼畑面積は、土地台帳によると合計約3反で、1897 (明治30) 年の3分の1以下へと減少した。加保坂をはじめとする面積の広い焼畑から、地目変更されたためである。戦後になると、1946 (昭和21) 年には小字籠谷の⑧の焼畑、1959 (昭和34) 年に小字向山の①・②・⑥の焼畑の地目が山林へと変更された。

加保集落では明治中期に約1町6反の焼畑があり、なかでも面積の広い焼畑は集落北部の山林に分布していた。そして、それら面積の広い焼畑から地目変更されていた。一方、集落を東流する大屋川を境にした山林に分布していた焼畑は、第2次世界大戦後に山林へと変更された。

このように、明治期後半～昭和中期にかけて、徐々に焼畑地目に変更されるなか、他にどのような林野利用が行なわれていたのか。地目に変更された年と同時期の1900 (明治33) 年頃と1940 (昭和15) 年頃を取り上げる。

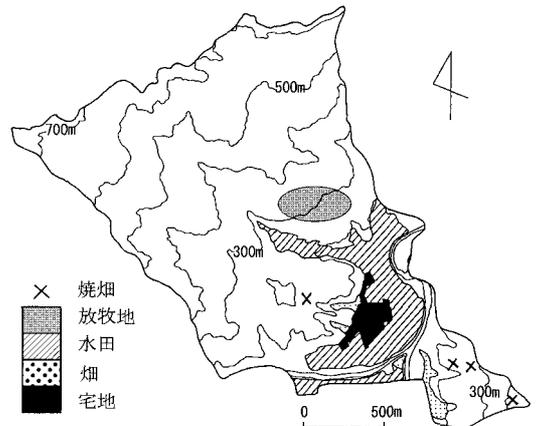


図4 1940 (昭和15) 年頃の加保集落における土地利用

(字限図, 土地台帳, 聞き取り調査より作成)

## (2) 棚田における水田稲作の展開

焼畑による土地利用が展開されるなか、集落北部の小字原山田、坂口やヒシロ、そして加保坂の一部の傾斜地にも田が広がっていた (図4)。これらは棚田の呈をなしていたのである<sup>23)</sup>。これらの棚田が開墾された経緯は、資料に乏しく実証は難しいものの、伝承によると原山田周辺の棚田は約100～120年前に

開墾されたという<sup>24)</sup>。また、聞き取り調査から当集落では明治期以降、1955（昭和30）年頃まで、小規模な開墾が行なわれたようである。

土地台帳によると、1889（明治22）年における原山田の棚田の面積は約6反、坂口が約1町、ヒシロが約4反であった。そして焼畑が分布していた加保坂にも約4反6畝の棚田が展開された。1940（昭和15）年になると、原山田の棚田面積は約7反、坂口が約1町1反、ヒシロが4反、加保坂が約5反6畝であった。原山田、坂口で面積が若干増加していたものの、ヒシロ・加保坂の棚田面積は変わらなかった。次に1950（昭和25）年の値をみると、原山田・坂口・ヒシロでは面積に変化はなかったが、加保坂の棚田面積は約1町6反と増加していた。

焼畑面積が減少していく一方で、当集落では棚田における水田稲作が展開されていたのであった。

### (3) 放牧による林野利用

棚田の開墾に加え、当集落では小字加保坂の山林を利用して放牧が行なわれていた（図4）。1940（昭和15）年頃の土地利用について、聞き取り調査によると約30戸の農家が各1頭の役牛を飼育していたという<sup>25)</sup>。

加保集落では飼料用の草刈が4月から8月中旬まで行なわれた。採草地として利用されたのは、加保坂の山林であった。8月になると、山頂付近でも採草が行なわれたという。採草が終わり、9月の夏秋蚕が始まると同時に放牧が始められた。そして、10月下旬に稲刈りと麦まきが行なわれる頃、放牧が終了した。この放牧の時期は、毎年およそ9月中旬から11月頃にかけてで、それは9月上旬に役牛飼育農家による会合で定められた。役牛はもちろん農耕用であり、仔牛は年に数回、隣接する養父町で行なわれた牛市場で、親牛は博労を介してそれぞれ売買された。

以上、当集落では棚田が開墾され役牛が放牧されるなか、焼畑が行なわれていた。その焼畑の地目は、徐々に変更されていきつつ、結果的には昭和30年代まで残されていた。

このように、様々な林野利用が展開されながらも、規模の小さな焼畑が持続されていたのが、稲作地域における焼畑の特徴であろう。では、このような狭小な焼畑の所有者にはどのような特性がみられるのか、次章にて検証していきたい。

## IV. 加保集落における耕地所有形態の特性

### (1) 田畑所有の状況

焼畑所有者の特徴を検証するうえで、ここでは加保集落の土地所有形態を確認したい。まず、1889（明治22）年における加保集落の耕地面積は、土地台帳によると田約14町、

表2-a 1889（明治22）年における田畑所有形態

面積	戸数(戸)
15反以上	3
10～15	2
5～10	3
1～5	10
1反未満	20
合計	38

(土地台帳より作成)

表2-b 1940（昭和15）年における田畑所有形態

面積	戸数(戸)
15反以上	1
10～15	1
5～10	3
1～5	32
1反未満	46
合計	83

(土地台帳より作成)

表2-c 1950（昭和25）年における田畑所有形態

面積	戸数(戸)
15反以上	0
10～15	0
5～10	3
1～5	37
1反未満	44
合計	84

(土地台帳より作成)

表3 1889(明治22)年の加保集落における耕地・山林所有者の構成

所有者	田	棚田	畑	焼畑/切換畑	所有耕地面積の合計	所有耕地面積に占める棚田率(%)	所有耕地面積に占める焼畑率(%)	山林	草地
Sh	4町8反4畝22歩	4畝16歩	3反1畝21歩	3反8畝27歩	6町9畝26歩	0.6	6	11町5畝9歩	
Ks	3町5反5畝11歩		3反5畝11歩		3町9反22歩			2反5畝7歩	
Kt	4畝6歩	3反1畝24歩	8反25歩	2畝18歩	1町2反2畝23歩	29	2	6町3反6畝10歩	
G			1町5畝8歩		1町5畝8歩			3町2反	7畝15歩
N	6反11歩	3畝16歩	1反3畝11歩		7反7畝8歩	5			
Sm	3反1畝3歩	6畝12歩	2反7畝13歩		6反4畝28歩	10		2町5反4畝7歩	
O	4反8畝6歩	2畝24歩	7歩		5反1畝7歩	5		1反5畝	
I	1反5畝25歩	1反3畝10歩	1反3歩		3反9畝8歩	34		5畝23歩	
Ug	3畝12歩	2反7畝28歩	4畝10歩		3反5畝20歩	78		8反28畝	
Ns	3反4畝8歩				3反4畝8歩				
Ht	1反13歩		1反6畝19歩		2反7畝2歩			2町3反6畝2歩	2畝17歩
T	2反1背11歩		3畝19歩		2反5畝				
Mu	1反3歩		1反4畝17歩		2反4畝20歩				
H	2畝21歩	1反5畝4歩	6畝14歩		2反4畝9歩	62			
W	1反7畝15歩		1畝2歩		1反8畝17歩				
Yt	5畝5歩	18歩	1反14歩	2畝10歩	1反8畝17歩	3	13	4反3背18歩	
R			1反6畝17歩		1反6畝17歩				
U	9畝29歩				9畝29歩				
J		8畝10歩			8畝10歩	100			
Yk	18		8畝2歩		8畝2歩				
K		7畝29歩			7畝29歩	100			
St	5畝28歩		1畝5歩		7畝3歩			1町6反6畝2歩	
L		6畝24歩			6畝24歩	100			
M		5畝27歩			5畝27歩	100		20歩	
Ne			5畝16歩		5畝16歩				
My			5畝5歩		5畝5歩				
Nt	4畝				4畝				
Ut	3畝2歩				3畝2歩				
Sy	1畝26歩		21歩		2畝17歩			6畝1歩	
Ms			2畝16歩		2畝16歩			1反4畝15歩	
X			2畝7歩		2畝7歩				
Mh			2畝3歩		2畝3歩			1町3反1畝12歩	
Z	2畝1歩				2畝1歩				
P		1畝23歩			1畝23歩	100		2畝12歩	
Aa			1畝11歩		1畝11歩				
R			25歩		25歩				
Mg	3歩				3歩				
加保村	1畝16歩	1町1反8畝11歩	2畝7歩	1町1反2畝27歩	2町3反5畝1歩	95	60	161町3反2畝4歩	
合計	11町3反3畝25歩	2町5反8畝16歩	4町5反9畝11歩	1町5反6畝22歩	20町8畝14歩			191町7反5畝20歩	1反2歩

(土地台帳より作成)

※棚田の地目はないが、「字限図」より棚田と判断された部分の面積

畑約6町であった<sup>26)</sup>。そして、当集落の田畑所有者は村外居住者を含め38人であった。少し時代の下った1921(大正10)年になると加保集落の戸数が79戸、人口は365人であった<sup>27)</sup>。よって、集落の住人の約半数が、集落内に田畑を所有していたと推察できよう。その所有者をみると(表2-a), 1反未満が20人, 1~5反が10人, 5~10反が3人, 10~15反が2人であった。そして、15反以上が

3人であり、彼らSh・Ksはそれぞれ6町9畝26歩, 3町9反22歩の田畑を所有していた。両者の数値を合わせると、加保集落における総田畑面積の約50%を占めたのである。このように土地所有に偏りがみられるなか、約2町の田畑が加保村の所有となっていた。

そして、これら田畑所有者の詳細を示したのが表3である。表3によると、ShやKsといった3町以上の耕地を所有する農家が、棚

田以外の田を所有していたことがわかる。その一方で、Ugの所有した耕地のうち約78%、Hが所有した耕地の約62%が棚田であった。加えて、J・K・L・M・Pは、原山田・坂口にしか耕地を所有していなかった。また、ヒシロの約4反、加保坂の約5反を含む約1町の棚田は「加保村」の所有になっていた<sup>28)</sup>。さらに、共有林以外の山林もShによって占有されていた。すなわち、明治中期における当集落の田畑は、一部の上層農家によって所有されていた。特に、彼らは棚田以外の比較的平坦な土地の田を占有していたのである。

さて、焼畑の地目変更がみられた1940(昭和15)年当時の村外所有者を含めた所有形態をみると(表2-b)、1反未満が46人、1~5反が32人、5~10反が4人、10~15反が1人、15反以上が1人であった。明治中期と比較すると、5反未満の田畑を所有する者が増加していた。それは、上層農家のうちの1人であるShが所有していた耕地のほとんどが手放されたためである。一方、Ksの所有耕地面積は約6町3反に増加し、加保集落の総田畑面積のうち約34%以上を占めるようになった。このように、昭和初期になると、中~下層農家が増加したなかで、ごく一部の上層農家が田畑を占有するようになっていた。

さらに、農地改革以降の1950(昭和25)年当時の、当集落における田畑の所有形態を示したものが表2-cである。それによると、1反未満が44人、1~5反が37人、5~10反が3人、そして、10反以上を所有する農家はなかった。明治中期、村外者を含めても38人であった耕地所有者は、約2倍の84人となった。そして、5反未満の田畑所有者も30人から81人となり、所有耕地面積の格差が減少した。

加保集落の田畑所有形態の変遷をみると、昭和初期に耕地所有階層の格差に変化がみられた。その後、農地改革後の1959(昭和34)年に全ての焼畑地目が変更されたのであっ

た。

## (2) 焼畑所有者の特性

前節より、加保集落では明治中期、田畑の所有に階層差がみられたものの、それは次第に解消されていた。この動向に対し、焼畑所有者の特性を検討したい。

図3とその付表から、焼畑が拓かれた山林は、共有林、または個人の所有する私有林であった。そこで、焼畑所有者の特性をみると(表4)、加保坂・向山の一部の所有者は「加保村」となっていた。これらは村名義の共有林であった。

加保集落では共有林の利用に関し、ア：採草は集落の住民であれば自由に行なえる、イ：薪の採集は分割された山林のうち、各戸で定められた場所を利用する。その権利は一年毎に行なわれる抽選で得られる。ウ：放牧地では他の林野利用をできない、などのきまりがあったという。

さて、図3と表4によると、比較的面積の広い焼畑<sup>⑩</sup>がこの加保坂に分布していたことがわかる。明治初期では、この共有林を中心に焼畑が行なわれていたと考えられる。しかし、加保坂の<sup>⑨</sup>~<sup>⑫</sup>の焼畑は、明治期に地目変更されている。そして、この加保坂で棚田の開墾や放牧が展開された。こういった早い段階での焼畑地目の変更と多様な林野利用は、当集落では下層農家が多く、共有林を利用した生活の維持が必要であったためと考えられる。

加保坂・向山の一部が共有林であったのに対し、他の山林は私有林であった。1897(明治30)年当時に焼畑を所有していたのは、①Yt・②Kt・③④⑤Ku・⑦⑧Shであった(表4)。このなかでKuは、加保集落に東接する夏梅集落の住民であった。彼以外の所有田畑面積みると、表3に示したように、Ytが約2反、Ktが約1町2反であった。Shが所有者にあるように、明治後期の焼畑所有者は約1~

表4 加保集落における焼畑の地目変更年度と所有者の変遷

焼畑 番号	焼畑所有者の変遷 変更年度 アルファベットは所有者 ( ) は焼畑を除く所有田畑面積			
	①	Yt (1反8畝17歩)	1909 (明治42) Ks (4町1畝24歩)	
②	Kt (1町2反2畝23歩)	1902 (明治35) Ks		
③	Ku			
④	Ku			
⑤	Ku			
⑥	加保村 (2町3反5畝1歩)			
⑦	Sh (6町9畝26歩)	1913 (大正2) Mo	1913 (大正2) Sy (2畝17歩)	1932 (昭和7) 6人 (A 1反2畝・B 8畝・C 7畝・ D 5畝・E なし・F なし)
⑧	Sh	1913 (大正2) Oh (1反2畝18歩)		
⑨	加保村			
⑩	加保村			
⑪	加保村			
⑫	加保村			

(土地台帳より作成)

5町の田畑を所有する上層農家が主であった。これは、同時期の当集落における田畑の所有形態と一致している。田畑だけではなく焼畑も集落の上層農家により占有されていた。

### (3) 明治中期から地目変更までの焼畑所有者の変遷

次に焼畑1筆毎に、地目変更までの所有者の変遷を追った。①の所有者は、約2反の田畑を所有していたYtであった。それが、1909 (明治42)年に集落の田畑を占有していたKsの所有となった。②は、1902 (明治35)年にKsの所有となっていた。これら小字向山の焼畑①と、③～⑤は、一貫して加保集落に隣接する夏梅集落の住人によって所有されていた。特に①の所有者は、上層農家であるKsとなっていた。

一方、集落北側の⑦は、1913 (大正2)年には、Syの所有となった。彼の所有した田畑面積をみると約2畝であった。さらに、この⑦は1932 (昭和7)年にA・B・C・D・E・Fの6名の共有名義となっていた。⑧は、1913 (大正2)年にOhの所有となった。このように、Shが手放した⑦の焼畑は、田畑の所有面積が狭い下層農家が所有するようになっていたのである。

焼畑が最も多く分布していた明治後期の焼畑所有者は、一部の上層農家であった。しかし、1筆毎にその所有者の変遷を分析すると、大正期・昭和初期には下層農家も焼畑を所有していた。これは、その後の昭和初期における田畑の所有形態に対応するものであり、一部の上層農家が手放した焼畑を、下層農家が積極的に所有していったと考えられる。

また、聞き取り調査によると、山林を所有

しない農家は、山林を借りて焼畑を行っていたという。その際、植林作業を無償で提供することが利用条件とされた。山林所有者は焼畑を拓く農家に土地を貸すことで、植林と下草刈などの林野育成にかかる手間を省いたのである<sup>29)</sup>。しかしながら、植林作業は、小作料を支払う代償ではあったものの、栽培途中に雑草が生えるのを妨げることとなった。なかでもKsが、この山林を農家に貸与し、代償として植林を課していた農家であったという。先にみたように、土地台帳からKsが焼畑を所有していたことは明らかである。したがって、他の資料による確認はできなかったものの、Ksが所有した焼畑は、他の者によって拓かれた可能性が高い。

このように、共有林の焼畑地目が早期に変更された一方で、上層農家が土地を手放した林野を所有し、あるいは地主の山林を借用するなどして、下層農家も焼畑を営んでいたのである。

## V. おわりに

本稿は、中国山地東部の稲作村落である兵庫県大屋町を例とし、明治期から昭和初期にかけての焼畑展開とその所有形態の特徴について検討した。

1950（昭和25）年頃、大屋町では植林をともなう、商品作物栽培を前提として焼畑が行なわれていた。詳細な焼畑の展開例として、町の中心部に位置する加保集落をとりあげ、耕地1筆レベルで焼畑の地目変化、ならびに所有者の変遷を分析した。その結果、加保集落では1897（明治30）年では計12筆の焼畑が確認された。そして1898（明治31）年以降、焼畑から畑もしくは山林への地目変更がみられた。そして、明治期より焼畑の地目が変更された共有林では棚田の開墾が行なわれ、その面積は徐々に増加していた。また、1940（昭和15）年頃には放牧のため山林が利用されるようになっていた。様々な林野利用が行

なわれるなかで、規模の小さな焼畑が残されていたのである。

明治中期から昭和初期にかけての当集落の田畑所有状況をみると、比較的平坦な土地の田は上層農家によって所有されていた。そして、彼ら上層農家は、当集落のほとんどの田畑に加え、明治中期には焼畑をも所有していた。この結果は、溝口が指摘した近世期の「上層農家＝焼畑所有者」の見解と一致する<sup>30)</sup>。当集落のような水田稲作を中心とした村落において、明治後期の段階でも焼畑は一部の上層農家によって所有されていたのである。

ただし、本稿において焼畑1筆毎にその所有者の変遷をみると、集落の有力な農家の没落といった土地所有構造の変化にともない、下層農家も焼畑を所有するようになっていた。また、植林による労役を条件として、山林を所有しない農家は地主の山林を借りて焼畑を営んでいた。たしかに植林という労働が課されていたものの、換言すれば植林は焼畑耕作上の利点であり、それを活かして下層農家も焼畑を行っていたといえる。

つまり、当集落の場合、明治後期までの焼畑最盛期の「上層農家＝焼畑（私有林）、下層農家＝焼畑（共有林）」という所有形態と生業の関係は、昭和初期になると「下層農家＝焼畑（私有林）」、もしくは「下層農家＝焼畑（上層農家の私有林）」となった。その一方で、かつて焼畑が行なわれていた共有林では、棚田の開墾や放牧が行なわれていったのである。こうして、所有者が変遷しつつ当集落における狭小な焼畑は、所有者が変化しつつ残存されたのであった。

さて、私有林を入会的に利用する制度に関して、具体的な資料による検証はできなかった。これは、商品作物栽培を前提とした焼畑であったことを特徴づけるものであり、この制度が始まった時期の特定が求められよう。

また、山林の所有と利用の問題は、森林管

理システムと関係するものとして着目され、近年環境社会学や環境民俗学において議論されている<sup>31)</sup>。これらの研究においても、農家の焼畑をはじめとする様々な生業の営みの実態をまず把握することが前提とされている。本稿では農家の生活について、農業以外の生業について詳細に検討できなかつた。今後の課題としたい。

(立命館大学・院)

#### 【付記】

本稿の作成にあたっては、大屋町役場総務課、産業課、町史編集室の皆様をはじめとする大屋町の方々にご多大なるご協力を賜りました。また、立命館大学の河原典史先生をはじめとする地理学教室の先生方に終始ご指導いただきました。末筆ながら記して感謝申し上げます。なお、本研究は1999年度に立命館大学文学部に提出した卒業論文を加筆・修正したものであり、その内容については2000年度日本地理学会秋季学術大会(於：鹿児島大学)において発表しました。

#### 【注】

- 1) 例えば①山口貞夫「焼畑の地理的分布其他」、地理学評論14-1, 1938, 1-12頁。②上野福男「五家荘の焼畑」、地理学評論14-2, 1938, 1-23頁。③横川末吉「高知県の焼畑耕作」、人文地理4-4, 1952, 59-67頁。④相馬正胤「愛媛県中久保部落における焼畑耕作と土地所有形態」、地理学評論29-8, 1956, 1-14頁。などがある。
- 2) 佐々木高明『日本の焼畑』, 古今書院, 1972。
- 3) 坪井洋文『イモと日本人』, 未来社, 1979。
- 4) 溝口常俊『日本近世・近代の畑作地地域研究』, 名古屋大学出版会, 2002, 10頁。
- 5) 前掲4), 10頁。
- 6) 古島敏雄『古島敏雄著作集3 近世日本農業の構造』, 1974, 東京大学出版会, 238-272。
- 7) 前掲4), 205-258頁。
- 8) 前掲4), 10頁。
- 9) 桑原公徳『歴史景観の復原—地籍図利用の歴史地理—』, 1992, 古今書院, 1-21頁。
- 10) 例えば、野本寛一『焼畑民俗文化論』, 雄山閣出版, 1984, 同「始原生業複合ノート—秋山郷伊奈谷から—」, 信濃48-1, 1996, 33-61頁などがある。
- 11) 中国山地地域において焼畑研究が少ないのは、①赤木祥彦「中国山地中央部における鉄穴地形の耕地化—広島県東城町森地区と島根県横田町大谷本郷地区の場合」, 福岡教育大紀要社会科編39, 1990, 1-10頁。②徳安浩明「近世・近代における中国山地の開発とタタラ製鉄—美作西々条郡上斎原村の事例」, 地理科学54-3, 1999, 187-194頁など、焼畑よりむしろタタラ製鉄業やそれに関わる鉄穴流しが学界において注目されてきたためと考えられる。そのなかで、白石昭臣『畑作の民俗』, 雄山閣出版, 1988において、中国山地の焼畑がとりあげられている。
- 12) 前掲2), 39-40頁。
- 13) 前掲2), 40頁。
- 14) 前掲2), 404-424頁。
- 15) 東京女子大学史学科民俗調査団編『奥但馬の民俗』, 東京女子大学民俗調査団, 1972。
- 16) 大屋町役場総務課税務係には、「明治23年調字限図」「明治39年調字限図」など明治期に作成された地籍図が保管されている。また、ほぼ同時期に作成された土地台帳もある。これらに記載されている地目には焼畑と切換畑の2種類があるが、1950(昭和25)年度の『世界農林業センサス』においては、これらは一括して統計処理されている。よって、本稿においても切換畑も焼畑とみなした。
- 17) 前掲15), 43-44頁によると、大屋町で生まれた上垣守国が、1802年に『養蚕秘録』を著し、当町をはじめ養父郡一帯の養蚕業に貢献したという。
- 18) 焼畑(ここでは「カリユウ」と言われていた)の有無を知るため、町史編集室から紹介された教育委員会に勤務する有識者や、町内の古老などおよそ30人に対して、面積・栽培作物や輪作形態など焼畑の経営方法や規模に関するアンケート調査を行なった。その結果、経験者をはじめとする調査対象者

- として明らかに有効な人々（60歳代の男性1人、70歳代の男性2人、80歳代の男性3人）に対して、1998年の8・11月と1999年の10・11月に、それぞれ数回にわたり、聞き取り調査を行なった。
- 19) 前掲2) 25-49頁。
  - 20) 「1965年中間農業センサス 農家調査一覧表」によると、経営耕地面積に占める田の割合は87%で町内において最も高い値であった。
  - 21) 先述した「字限図」を基にした。しかし、山林の一筆は曖昧であったため、可能な限りその表記に基づいて復原した。ただし、「加保坂」については復原が不可能であったため、暫定的に示した。
  - 22) 前掲2) のなかで、佐々木は四国・九州山地南部地域を「焼畑核心地域」と呼んでいる。
  - 23) 加保集落では棚田のことは「山田」と言われ、それは、小字名にも表れている。また「字限図」をみると、小字原山田、坂口やヒシロ、そして小字加保坂の田には点線で棚田の畦が記されていた。
  - 24) なかでも「原山田」は、聞き取り調査によると約100～120年前に開墾されたといわれている。具体的な資料はないが、少なくとも、1858（安政4）年以降に開墾されたといわれる。この一帯の開墾は、第2次世界大戦後まで続いた。
  - 25) 放牧にたずさわっていた70歳代の方々に対する聞き取り調査による。
  - 26) 加保集落では1985（昭和60）年と1990（平成2）年の2度にわたり土地改良が行なわれた。よって、それ以前の所有者と地目が不明の地番がある。そこで、本稿の調査ではそれらの土地は省いた。したがって、面積をはじめとする各数値は所有者等が判明しているもののみ取り上げた。
  - 27) 桜井勉『校補 但馬考（復刻版）』、臨川書店、1976、705頁によると、1920（大正10）年における加保集落の総戸数は79であった。
  - 28) 「加保村」所有の田の耕作権は開墾した者であったという。ただし、残念ながらこれらの棚田を開墾し耕作したものに関する文書史料はなかった。耕作権の問題は聞き取り調査から得たものである。
  - 29) このような労役については、大西青二「打波地方における出づくりとその衰退」、地理学評論32-2、1959、27-34頁や、前掲2) 367-397頁においても報告されている。
  - 30) 前掲4)、205-258頁。
  - 31) 例えば、嘉田由紀子「生活実践からつむぎ出される重層的所有観—余呉湖周辺の共有資源の利用と所有」、環境社会学研究3、1997、71-85頁など。